



# 過塩素酸ナトリウムー水和物（試薬）

JIS K 8227 : 2010

(JRA/JSA)

平成 22 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本工業標準調査会標準部会 一般化学技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	川瀬 晃	エスアイアイ・ナノテクノロジー株式会社
(委員)	小森 亨一	社団法人日本分析機器工業会（株式会社島津製作所）
	嶋田 圭吾	社団法人日本試薬協会（米山薬品工業株式会社）
	高津 章子	独立行政法人産業技術総合研究所
	角田 欣一	群馬大学
	中村 洋	東京理科大学
	西川 輝彦	石油連盟
	西本 右子	神奈川大学
	林田 昭司	社団法人日本化学工業協会（旭硝子株式会社）
	松本 保輔	財団法人化学物質評価研究機構
	村重 正行	日本プラスチック工業連盟
(専門委員)	村井 陸	財団法人日本規格協会

---

主務大臣：経済産業大臣 制定：昭和 25.3.31 改正：平成 22.4.20

官報公示：平成 22.4.20

原案作成者：社団法人日本試薬協会

（〒103-0032 東京都中央区日本橋室町 4-6-7 TEL 03-3279-5055）

財団法人日本規格協会

（〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571）

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：一般化学技術専門委員会（委員会長 川瀬 晃）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b> .....	1
<b>1 適用範囲</b> .....	1
<b>2 引用規格</b> .....	1
<b>3 種類</b> .....	2
<b>4 性質</b> .....	2
<b>4.1 性状</b> .....	2
<b>4.2 定性方法</b> .....	2
<b>5 品質</b> .....	3
<b>6 試験方法</b> .....	3
<b>6.1 一般事項</b> .....	3
<b>6.2 純度 (<math>\text{NaClO}_4 \cdot \text{H}_2\text{O}</math>)</b> .....	3
<b>6.3 水溶状</b> .....	5
<b>6.4 pH (50 g/l, 25 °C)</b> .....	6
<b>6.5 塩化物及び塩素酸塩 (Cl として)</b> .....	7
<b>6.6 硫酸塩 (<math>\text{SO}_4</math>)</b> .....	7
<b>6.7 窒素化合物 (N として)</b> .....	8
<b>6.8 カリウム (K)</b> .....	12
<b>6.9 銅 (Cu), 鉛 (Pb) 及び鉄 (Fe)</b> .....	13
<b>6.10 カルシウム (Ca)</b> .....	15
<b>7 容器</b> .....	16
<b>8 貯蔵方法</b> .....	16
<b>9 表示</b> .....	16
<b>10 取扱い上の注意事項</b> .....	16
<b>解 説</b> .....	17

## まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本試薬協会（JRA）及び財團法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 8227:1992** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権及び出願公開後の実用新案登録出願にかかる確認について、責任はもたない。

# 過塩素酸ナトリウム一水和物（試薬）

Sodium perchlorate monohydrate (Reagent)  
 $\text{NaClO}_4 \cdot \text{H}_2\text{O}$  FW : 140.46

## 序文

この規格は、1950年に制定され、その後3回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は、1992年に行われたが、その後の試験・研究開発などの技術進歩に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は、現時点では制定されていない。

## 1 適用範囲

この規格は、試薬として用いる過塩素酸ナトリウム一水和物について規定する。

**警告** この規格に基づいて試験を行う者は、通常の実験室での作業に精通していることを前提とする。

この規格は、その使用に関連して起こるすべての安全上の問題を取り扱おうとするものではない。この規格の利用者は、MSDS（化学物質等安全データシート）などを参考にして各自の責任において安全及び健康に対する適切な措置をとらなければならない。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS K 0050** 化学分析方法通則

**JIS K 0115** 吸光光度分析通則

**JIS K 0121** 原子吸光分析通則

**JIS K 1107** 窒素

**JIS K 8001** 試薬試験方法通則

**JIS K 8005** 容量分析用標準物質

**JIS K 8019** 亜硝酸ナトリウム（試薬）

**JIS K 8034** アセトン（試薬）

**JIS K 8085** アンモニア水（試薬）

**JIS K 8102** エタノール（95）（試薬）

**JIS K 8107** エチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム二水和物（試薬）

**JIS K 8121** 塩化カリウム（試薬）

**JIS K 8150** 塩化ナトリウム（試薬）

**JIS K 8155** 塩化バリウム二水和物（試薬）

**JIS K 8180** 塩酸（試薬）

**JIS K 8284** くえん酸水素二アンモニウム（試薬）